

資料番号 18

令和5年5月29日
課名 土木建築局土木建築総務課
担当者 課長 高沖
内線 3810

土木建築行政の概要

令和5年度



広島県土木建築局

表紙写真

一般国道2号東広島・安芸バイパス

令和5年3月19日 全線開通

目 次

1 土木建築局の取組	
(1) 令和4年度土木建築局の主な取組	1
(2) 指標で見る土木建築局	11
2 令和5年度土木建築局行政の基本方針	
(1) 予算編成のポイント	13
(2) 土木建築局における施策体系と主な施策	14
3 土木建築局行政組織	
(1) 組織図	19
(2) 職員現員表	21
(3) 地方機関等の位置等	22
(4) 管内要図	23
(5) 土木建築局組織の沿革	25
4 令和5年度当初予算	
(1) 土木建築局関係	31
ア 歳出予算総括表 [一般会計]	31
イ 歳出予算総括表 [特別会計]	31
ウ 事業別内訳表 [一般会計]	32
エ 財源内訳表 [一般会計・特別会計]	33
オ 予算の推移 [一般会計]	34
(2) 図表 [一般会計]	37
5 令和5年度建設事業執行方針	39
6 豪雨災害からの復旧・復興	45
7 社会資本未来プラン及び関連計画等	47
8 広島デジフラ構想 2023	50
9 社会資本の適切な維持管理の推進	52

1 土木建築局の取組

(1) 令和4年度土木建築局の主な取組

豪雨災害からの復旧・復興

平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨など、県内各所で豪雨等による水害や土砂災害が発生し、甚大な被害が生じた。

県では、被災地における災害復旧事業や改良復旧事業による再度災害防止対策に最優先で取り組むとともに、被災者の住宅再建に向けた支援など、一日も早い日常を取り戻すための取組を推進している。

【平成30年7月豪雨対応】

- ① 応急仮設住宅等の仮住居の解消
- ② 災害復旧事業が概ね完了
- ③ 再度災害防止対策の推進

- ① R5.2
- ② R5.3
- ③ R5.3

- ① 応急仮設住宅等の仮住居について、入居者の住宅再建が終了し、すべて解消となった。供与を終了する建設型応急住宅（平成ヶ浜東公園応急仮設団地）については、解体撤去及び公園の現状復旧に着手した。
- ② 平成30年7月豪雨に伴う公共土木施設の災害復旧事業が概ね完了した。
- ③ 道路や斜面の崩壊等が発生した呉環状線（天応～焼山間）の約1.2km区間において、令和5年3月末をもって災害関連事業が完了した。甚大な浸水被害が発生した沼田川水系及びひよき川については、平成30年7月豪雨と同規模の出水に対応した施設の整備が完了した。また、土砂災害により甚大な被害が発生した箇所における再度災害防止事業（激特事業等）については、令和4年度末までに約5割の再度災害防止にかかる施設整備を完了した。



激特事業完成箇所



呉環状線災害関連事業完了



沼田川における再度災害防止に係る施設整備の完了

【令和3年7月・8月豪雨対応】

「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」の推進

R5.3

- ・ 甚大な浸水被害が発生した多治比川や本川等の県内6河川については、早期の治水安全度の向上を目指し、対策の実施区間や手法等を「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」としてとりまとめ、河川改良復旧による再度災害防止対策を推進している。このうち、二級河川沼田川水系天井川においては令和5年3月に完了した。



二級河川沼田川水系天井川における改良復旧の完了

【流域治水の推進】

- ① 本川流域及び江の川流域を特定都市河川流域に指定
- ② 本川流域水害対策計画の策定

① R4.7.25
② R5.3.31

- ・ 平成30年7月豪雨や令和3年7・8月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した本川流域及び江の川上流域を特定都市河川流域として指定した。また、本川流域において総合的に浸水被害対策を推進するための「本川流域水害対策計画」を策定した。

「流域治水」の本格的実践に向けて 本川を特定都市河川に指定

流域治水とは

「流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層推進するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。」

「流域治水」では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減らすための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復旧のための対策を

ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めていきます。

特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の豪雨により、大規模な浸水被害が発生しました。そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実施するための新たな法的枠組みである「特定都市河川への指定に向けた手続を定める」ところです。特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じることが可能となります。

ハード整備の加速化、雨水流出の増加を抑制、流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用

流域内の次のような行為について広島県知事の許可が必要になります

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県知事の許可（貯留・浸透施設の設置）が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのある、流出する雨水量が考えられるものがある一定規模以上の行為（雨水浸透抑制行為）に対して、その対策を義務付けるものです。

田畑（耕地）宅地、田畑（耕地）大規模（併合）宅地、農地（併合）宅地、農地（併合）宅地

● 田に準ずる行為は面積が2,000㎡以上の場合は、許可（対策）が必要となります
● 田畑や農地を、宅地や雑草、貸付（貸借）等にする場合や、造成済みの土地などでも、利用目的の変更による効果も認められる場合があります。

本川流域の概要

- ・ 本川流域は、広島県尾道市のほぼ中央に位置し、竹原市街地を貫通し瀬内川に注ぐ二級河川
- ・ 流域の平地部は陸奥市指定地が広がり、下流部左岸エリアには町並み保存地区

近年の浸水被害発生状況

- ・ 令和3年7月の豪雨により、河川内水の氾濫により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- ・ 平成30年7月豪雨においても、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生

本川の特定都市河川への指定

- H30.7 平成30年7月豪雨により、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生
- R3.7 令和3年7月の豪雨により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行（流域治水の本格的な実践）**
- R4.3 「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」策定・公表
- R4.3 「流域治水プロジェクト」策定・公表
- R4.4 浸水対策重点地域緊急事業に着手
- R4.7.25 本川を特定都市河川として指定**

本川流域では、平成30年7月豪雨及び令和3年7月の豪雨において、河川及び内水の氾濫により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害軽減のための河川整備や内水対策を実施するとともに、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用など、流域一体となった「流域治水」を本格的に実践し、早期に地域の安全性の向上を図ります。

本川流域及び江の川流域を特定都市河川流域に指定

ウィズ・アフターコロナにおける社会・経済の発展的回復

- ① 広島空港の国際線復便（広島－台北線運航再開）
- ② 外国船クルーズ客船の寄港再開

- ① R5.1.4
- ② R5.3.8

- ①新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け休止していた広島空港の国際線が、約2年9ヶ月ぶりに一部再開した。
- ②新型コロナウイルスの感染拡大の影響で停止していた外国船クルーズ客船の寄港を、約3年3ヶ月ぶりに再開した。



広島空港国際線運航再開



外国船クルーズ客船寄港再開

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

土木建築局では建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携して公共土木施設等のインフラをより効果的・効率的にマネジメントするため、「広島デジフラ構想」に基づき取組を推進している。

- ① ドローン等を活用した施設点検の高度化・効率化

- ① R4.4～

- ・橋梁・砂防堰堤等において、点検マニュアル等を改訂し、ドローンを活用した施設点検を開始した。また、河川管理の高度化・効率化に向け、堤防の亀裂や洗堀等の変状箇所抽出など、ドローンを活用した河川巡視・点検の実現性や導入効果を検証する実証実験を実施した（沼田川、菅川）。さらに、除石管理型及び透過型の砂防堰堤を対象に、遠隔からの監視カメラによる施設点検の試行に着手した。



ドローンによる橋梁点検の実施



監視カメラの撮影画像表示イメージ

② ARを活用した土砂災害リスクの可視化
 ③ インフラマネジメント基盤「DoboX」の運用開始

② R4.6.27
 ③ R4.6.28

- ② AR技術を活用し、周囲の土砂災害警戒区域等をスマートフォンのカメラ映像に重ねて表示する機能を運用開始した。
- ③ 公共土木施設等のあらゆる情報を一元化・オープンデータ化し、外部システム等とのデータ連携を可能とするインフラマネジメント基盤「DoboX」を運用開始した。



土砂災害警戒区域等のAR表示



DoboX トップページ

④ ひろしま空き家バンクHP「みんと。」に、
 VRを用いた物件閲覧機能を新たに実装
 ⑤ 「ICTチャレンジ実践講座」の開催
 ⑥ 建築関連業務等のオンライン申請

④ R4.9.13
 ⑤ R5.1～
 ⑥ R5.3.1

- ④ ひろしま空き家バンクHP「みんと。」において、ウェブ上でリアルな内覧が可能となるVRを用いた物件閲覧機能を新たに実装した。
- ⑤ 建設事業者のデジタルリテラシー向上に向けた取組として、3次元データの取扱い方などを習得するための研修を開始した。
- ⑥ 特定建築物等の定期報告のオンラインによる受付を開始した。



「みんと。」VR閲覧機能

道路ネットワークの充実・強化

① 一般国道487号（小用バイパス）供用開始

① R 4 . 6 . 16



- ・一般国道487号（小用バイパス）を令和4年6月に供用開始した。

② 「道の駅」西条のん太の酒蔵開業

② R 4 . 7 . 15



- ・県内21番目の「道の駅」となる 西条のん太の酒蔵 が令和4年7月15日に開業した。

③ 一般国道317号（新青影トンネル）供用開始

③ R 4 . 7 . 29

④ 加計スマートIC（フル化）が準備段階調査箇所を選定

④ R 4 . 9 . 30

③一般国道317号（新青影トンネル）を令和4年7月に供用開始した。

④加計スマートIC（フル化）が準備段階調査箇所を選定された。



一般国道317号（新青影トンネル）供用開始

⑤ 一般国道314号東城バイパス 2工区（1期） 供用開始

⑤ R 4. 12. 6



- ・一般国道314号東城バイパス 2工区（1期）を令和4年12月に供用開始した。

⑥ 一般国道2号東広島・安芸バイパス全線開通

⑥ R 5. 3. 19



- ・一般国道2号東広島・安芸バイパスが全線開通した。

⑦ 一般国道375号 鳴瀬清流トンネル供用開始

⑦ R 5. 3. 26

⑧ 一般国道2号西条バイパス（下三永～八本松）の新規事業化

⑧ R 5. 3. 31

⑨ 一般国道2号コネクtpパーキング宮島の新規事業化

⑨ R 5. 3. 31

⑦一般国道375号（鳴瀬清流トンネル）を令和5年3月に供用開始した。

⑧一般国道2号西条バイパス（下三永～八本松）の4車線化の事業化が決定した。

⑨一般国道2号コネクtpパーキング宮島の事業化が決定した。



一般国道375号 鳴瀬清流トンネル供用開始

観光振興に資する基盤整備

- | | |
|--|--------------|
| ① 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の一部施行 | ① R 4. 10. 6 |
| ② 主要地方道鞆松永線鞆未来トンネル 安全祈願祭及び命名式の開催 | ② R 4. 12. 3 |
| ③ 県道厳島公園線における歩行者利便増進道路（通称:ほこみち）の指定 | ③ R 5. 3. 1 |
| ④ 厳島港宮島口地区の整備 | ④ R 5. 3. 1 |

- ① 県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に向け、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図るため、「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」を令和4年10月6日に一部施行した（自転車保険加入の義務化については、令和5年4月1日施行）。
- ② 主要地方道鞆松永線に係るトンネル工事の安全祈願祭及びトンネル名称命名式を開催した。
- ③ 県道厳島公園線について、事業主体の創意工夫によって賑わいのある空間づくりが可能となる「歩行者利便増進道路」を県管理道路として、初の指定を行った。
- ④ 厳島港宮島口地区において、交通渋滞や駐車場不足の解消を図るために整備を進めてきたアクセス道路を部分供用し、併せて立体駐車場の供用を開始した。



鞆未来トンネル 安全祈願祭鍬入れ



鞆未来トンネル 命名式



厳島港宮島口地区

みなと環境の整備

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ① ベイサイドビーチ坂の管理運営方法の変更 | ① R 4. 7. 7 |
| ② 観音マリーナ海浜公園管理棟の供用開始 | ② R 4. 10. 1 |
| ③ 「放置艇解消のための基本方針」の改定 | ③ R 4. 10. 19 |
| ④ 広島港出島地区国際海上コンテナターミナル整備事業の着工 | ④ R 4. 11. 20 |
| ⑤ カーボンニュートラルポート（CNP）形成準備会の開催 | ⑤ R 4. 12. 26 |

- ① ベイサイドビーチ坂の港湾施設の管理運営について、より効果的な施設の利活用や年間を通じた新たな賑わい創出のため、指定管理者制度から坂町への事務委託へ変更した。
- ② 観音マリーナ海浜公園管理棟の供用を開始するとともに、ネーミングライツパートナーにヤマネホールディングス（株）を選定し、愛称を「山根木材マリーナセンター」として、供用記念式典において愛称披露を行った。
- ③ 「放置艇解消のための基本方針」を改定し、令和7年度末の放置艇数0隻を目標として、既存ストック活用によるプレジャーボート係留保管場所の確保などに取り組んでいくこととした。また、係留保管場所の届出促進を図るため、電子申請システムによる提出方法を、令和5年4月1日から導入した。
- ④ 広島県の基幹産業である自動車関連企業や産業機械等の製造産業等の企業の国際競争力の向上を図るため、広島港出島地区国際海上コンテナターミナル整備事業が着手された。
- ⑤ CNPの形成に向けて、広島港及び福山港のCNP形成準備会を開催し、関係者と意見交換を行った。



観音マリーナ海浜公園管理棟



広島港出島地区国際海上コンテナターミナル整備事業着工

持続可能なまちづくり

- ① 広島県マンション管理適正化推進指針の策定 ① R4.7.1
- ② はなのわデジタルdeスタンプラリーの開催 ② R4.9.17
~11.23
- ③ 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの実施箇所の確定 ③ R5.3

- ①「広島県内のマンションの適切な維持管理の実施や建替えが進み、安全性や質の向上が図られている」ことを目指す姿とした「広島県マンション管理適正化推進指針」を策定した。
- ②広島県や各市町等で構成する「ひろしまはなのわ魅力推進協議会」において、各地で開催するイベントの効果を高めるとともに、県民が「花や緑の地域資源の魅力を再発見」する機会を創出するため、モバイル方式のスタンプラリーを開催した。
- ③全国に先駆けて実施している「市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入（逆線引き）する取組」について、令和6年度の都市計画変更に向け、関係する全13市町と連携し、土地所有者等を対象とした説明会や個別説明を行い、実施箇所（約500箇所）を確定した。



福山市での逆線引きについての説明会（R4.6）

はなのわデジタルdeスタンプラリー チラシ

ひろしまの建築物のブランド化

- ① 魅力ある建築物創造事業 情報発信イベント2023の開催
- ② 福山駅前交番庁舎完成、建物見学会の開催

- ① R 5 . 2 . 24
- ② R 5 . 3 . 23

- ① 魅力ある建築物創造事業の情報発信として、著名建築家の伊東豊雄氏、乾久美子氏等を招き、宮島ターミナル、広島型建築プロポーザル等をテーマに講演会を実施した。
- ② 広島型建築プロポーザル方式を活用し設計をした、福山駅前交番庁舎が完成し、建物見学会を開催した。



魅力ある建築物創造事業 情報発信イベント2023



福山駅前交番庁舎 建物見学会

効果的・効率的なインフラマネジメントの推進

広島県建設分野の革新技术活用制度の開始

R 4 . 4 . 19

- ・ これまでの施設の長寿命化に加え、インフラの整備・維持管理の効率化・高度化に資する革新技术の登録制度を開始した。



革新技术活用制度 リーフレット

(2) 指標で見る土木建築局

県道実延長



3,700km 全国7位

資料出所:道路統計年報2021

高速自動車国道延長



387km 全国4位

資料出所:道路統計年報2021

県管理河川延長



2,742km 全国13位

資料出所:道路河川管理課調べ(R4.4.30現在)

土砂災害発生件数



1,749件 全国1位

資料出所:国土交通省砂防部(R4.12.21)

※過去10年間(H25~R4)

土砂災害警戒区域数



47,749箇所 全国1位

資料出所:砂防課公表(R5.3.23)

船舶乗降人員数(厳島港)



3,771,706人 全国1位

資料出所:港湾統計年報(R3)

プレジャーボート総隻数



14,307隻 全国1位

資料出所:平成30年度プレジャーボート全国実態調査

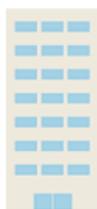
都市公園等箇所数



3,266箇所 全国10位

資料出所:国土交通省(R4.3.31)

公共下水道普及率



76.8% 全国20位

資料出所:国土交通省(R4.3.31)

総住宅数



1,431千戸 全国11位

資料出所:総務省統計局(R元.9.30)

着工新設住宅戸数



18,713戸 全国11位

資料出所:令和4年度国土交通省

2 令和5年度土木建築局行政の基本方針

(1) 予算編成のポイント

- (1) 平成30年7月、令和3年7月・8月豪雨災害など激甚化・頻発化する気象災害等からの早期の復旧・復興に向けて、再度災害防止対策等に引き続き全力をあげて取り組む。
- (2) 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用しながら、「社会資本未来プラン」に基づく各施策を着実に推進する。

[施策Ⅰ] 安全・安心を支える総合的な県土の強靱化

- 防災・減災対策の充実・強化
- 安全で快適な交通環境づくりの推進

[施策Ⅱ] 交流・連携を支えるネットワークの充実・強化

- 経済・物流を支える基盤の強化
- 集客・交流機能の強化とブランド力向上

[施策Ⅲ] 魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

- コンパクトで持続可能なまちづくりの推進
- 環境保全と循環型社会の構築

[共通施策] 社会資本の適切な維持管理の推進

- 修繕方針に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進

[効果を高めるための施策] 広島デジフラ構想の推進

デジタル技術を最大限活用したインフラマネジメントの推進

- インフラマネジメント基盤「D o b o X」の運用・機能拡張
(データの追加、国や市町等とのデータ連携の拡大、3Dデータ活用 等)
- 歴史的建造物などを、ドローンによる映像や仮想空間等で再現し、
疑似的な観光体験等を可能とするインフラツーリズムの推進
- BIM/CIMの活用やICT建設機械による施工など、i-Constructionの推進
- 建設分野におけるデジタルリテラシー向上に係る研修の実施 等

※ D o b o Xとは…インフラマネジメント基盤の呼称、土木×DX＝ドボックス

※ 令和5年度当初予算、令和4年度2月補正予算、令和4年度12月補正予算を一体的に編成

(2) 土木建築局における施策体系と主な施策

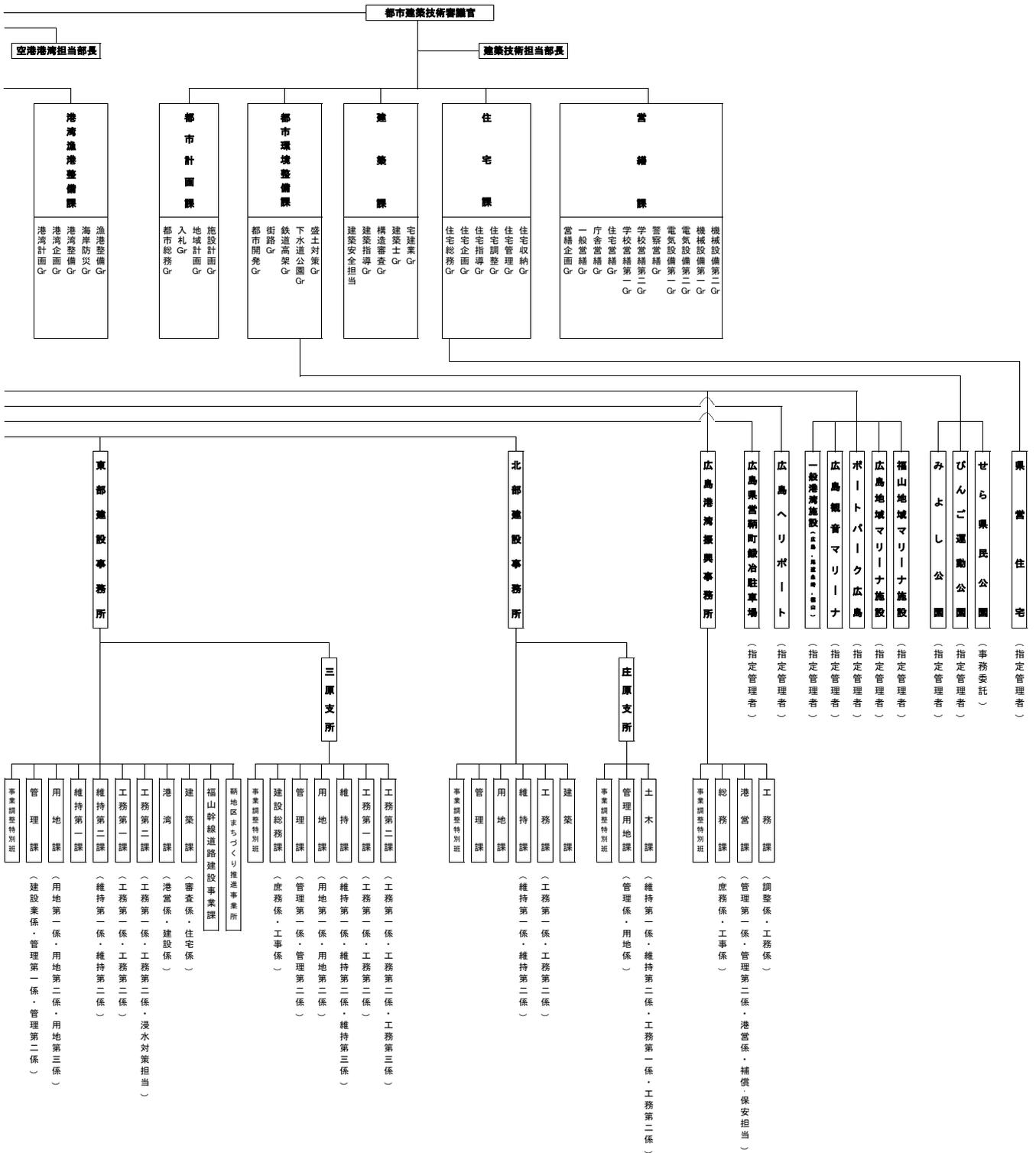
施策体系	主な施策	事業概要	担当課
安全・安心を支える総合的な県土の強靱化			
取組方針① 防災・減災対策の充実・強化			
	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用した県土の強靱化	激甚化・頻発化する気象災害や巨大地震による社会経済活動への影響を最小限とするため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の充実・強化を図り、県土の強靱化に取り組む。	土木建築総務課
	災害に強い道路ネットワークの充実	平成30年7月豪雨災害や令和3年豪雨災害、東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、大規模災害の発生に備えた社会インフラの整備として、災害時の緊急車両の迅速かつ円滑な災害支援活動を確保するため、緊急輸送道路の機能強化や災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保を計画的に推進する。	道路整備課 都市環境整備課
	総合的な河川防災対策の推進	平成30年7月豪雨、令和3年7月・8月豪雨等による災害の発生など、気候変動による豪雨等が激甚化・頻発化している中、効果的に事前防災を進めるため、人口・資産の集積状況や防災拠点等の立地状況など、河川の氾濫による社会的影響を考慮し重点化を図った上で、ハード対策を進める。 また、施設の能力を上回る洪水から人命を守る取組として、よりきめ細かな河川防災情報の提供や、水害リスクを正しく理解してもらうための情報発信など、住民の主体的な避難行動につながるソフト対策の充実・強化を図る。 さらに、事前防災を加速するため、流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を強力に推進し、多様な主体の様々な取組を流域一体となって進めていく。	河川課
	地震・高潮対策の推進	人口・資産が集中する本県の沿岸域は、高潮や波浪等によって度重なる被害を受けてきた。 このため、東日本大震災を踏まえた国による防災対策の方針に基づき、本県においても適切な対応を図っていくとともに、効率的かつ計画的に地震・高潮対策を進め、「安全・安心」を実感できる地域づくりを推進する。	河川課 港湾漁港整備課
	土砂災害防止対策の推進	平成30年7月豪雨の被災地における再度災害防止に最優先で取り組む。また、今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため、効果的なハード対策を着実に進めつつ、既存施設を適切に維持管理するとともに、県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。	砂防課
	盛土に伴う災害防止の推進【新規】	「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が施行されることに伴い、本法に基づく新たな規制区域を指定するとともに、基礎調査（既存盛土調査）を実施することで、既存の盛土等の分布や安全性について調査し、盛土等に伴う災害の防止に向けた取組を推進する。	都市環境整備課
	建築物・住宅の耐震化の促進	大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物、早期の救助・復旧活動に係る広域緊急輸送道路沿道建築物、居住者の生命、身体及び財産の保護に重要な住宅について、建築物所有者のコスト低減につながる支援を行うことにより、これら耐震化の促進を図る。	建築課

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
取組方針② 安全で快適な交通環境づくりの推進			
	放置艇対策の推進	<p>公有水面に係留されているプレジャーボート等の放置艇に対する規制強化及び所有者の意識改革を進めることにより、災害時の放置艇流出被害の防止及び係留保管の秩序の確立による公有水面利用の適正化を図る。</p>	道路河川管理課 港湾振興課
	交通安全施設等整備の推進	<p>学校に通う児童、高齢者や障害者をはじめとする誰もが安全で安心して活動できる生活空間を形成するため、通学路の安全確保、歩行空間のバリアフリー化、交通事故の対策など、安全で快適な道路空間の形成を推進する。</p> <p>特に通学路については、令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、教育委員会や警察等の関係機関と連携して実施した通学路合同点検の結果を踏まえて、地域の実情に対応した効果的な対策に取り組む。</p>	道路整備課
交流・連携を支えるネットワークの充実・強化			
取組方針③ 経済・物流を支える基盤の強化			
	新たな経済成長を支える物流基盤の充実・強化	<p>本県の新たな経済成長への挑戦を支えるため、アジアの経済成長や国際化の進展に合わせたグローバルゲートウェイ機能の強化を図る。</p> <p>また、本県の強みである井桁状の高速道路ネットワークを活かしたICアクセス道路の整備、高速道路ネットワークとグローバルゲートウェイや産業集積地をつなぐ広域交通ネットワークの強化などにより、企業活動を支え、生産性向上に資する物流基盤の充実・強化を推進する。</p>	道路企画課 道路整備課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
	広島高速道路及び関連道路の整備推進	<p>広島都市圏が、中四国地方の中核都市として、更に拠点性を高めていくためには、定時性・高速性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっている。</p> <p>このため、広島都市圏の自動車専用道路網を構成する路線について「指定都市高速道路」として、段階的に整備を進めることとしている。</p> <p>令和5年度は、引き続き、広島高速5号線の整備を促進するとともに、広島高速2号線大州出入路へのアクセス道路である一般県道広島海田線の整備を推進する。</p>	道路企画課 道路整備課
	広島空港へのアクセス強化	<p>広島空港への高いアクセシビリティの実現に向けて、道路の速達性の向上、及び定時性や多重性の確保に取り組み、広島都市圏からのアクセスの機能強化を推進する。</p>	道路企画課 道路整備課

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
取組方針④ 集客・交流機能の強化とブランド力向上			
	観光周遊を促進する道路ネットワークの強化	<p>本県は、豊かな自然や歴史的な町並み、風光明媚なサイクリングロードなど、国内外からの観光客を呼び込むための多彩で魅力ある観光資源を多数有している。</p> <p>こうした本県の強みを生かし、インバウンド効果を高め、更なる観光交流人口、観光消費額の増加や観光客の満足度向上につなげるため、井桁状高速道路ネットワークを最大限活用した道路ネットワークの強化や近隣県と連携した広域的な周遊を促す道路整備により観光振興を図るとともに、「しまなみ」を核としたサイクリングロードの受入環境整備等によりブランド力向上に取り組む。</p>	道路企画課 道路整備課
	鞆地区振興推進費	<p>鞆地区の再生・活性化に向けたまちづくりを促進するために、生活利便性の向上や安全・安心の確保などを図ることを目的とした鞆地区の地域振興に係る事業について、福山市と連携・協力し、地元住民の方々と意見交換を重ねながら、取組を進める。</p>	道路整備課 港湾漁港整備課 地域力創造課 (地域政策局)
	広島空港の拠点性強化【一部新規】	<p>空港運営権者や関係機関と連携し、広島空港の航空ネットワークの拡充や空港アクセスの利便性向上等に取り組むことにより、国内外のビジネス、観光等の交流を拡大するとともに、県民の利便性を高める。</p>	空港振興課
	みなとの賑わいづくりの促進	<p>「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、多くの人々が訪れ、憩い、楽しめる、活気と賑わいのある魅力的な空間を創出するため、みなとを臨海部の賑わい拠点として整備し、観光・交流機能の強化を図る。</p>	港湾漁港整備課
魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成			
取組方針⑤ コンパクトで持続可能なまちづくりの推進			
	コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える社会資本整備の推進	<p>円滑な都市活動を支え、都市活動の活性化を図ることで魅力ある地域環境を創出する。</p> <p>「広島県中山間地域振興条例」に掲げる豊かで持続可能な中山間地域の実現を目指し、地域の自立を支える生活交通の確保・地域連携や、中心市と周辺地域の機能連携を促進することにより、地域社会の活性化を図る。</p>	道路整備課 都市環境整備課
	安全で魅力的なまちづくりの推進【一部新規】	<p>人口減少下においても、県民生活や地域経済などを将来にわたって維持していくため、災害リスクが低く利便性の高いエリアへ居住が誘導された集約型都市構造を形成するとともに、地域の特性を生かした魅力的なまちづくりの推進を図る。</p>	都市計画課 住宅課
	交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業等の推進	<p>広島都市圏東部地域において、広島市と共同で実施する鉄道の高架化と併せて、関連する都市計画道路の整備や土地区画整理事業を促進することにより、都市交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。</p>	都市環境整備課
	活力と魅力ある都市再生の推進	<p>県の中核拠点性の向上に資する基町相生通地区の市街地再開発事業を支援し、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとしてふさわしい都市空間の整備を図る。</p> <p>県の発展に重要な地区において、まちづくりの中核となる施設を整備することにより、地域の活性化につなげるとともに、県の広域的ポテンシャルの向上を図るため、広域交通結節点として県東部地域の拠点である福山駅周辺地区の再生を支援する。</p>	都市環境整備課 建築課

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
	ゆとりと潤いのある都市空間の創出	公園・緑地等のオープンスペースの充実により、ゆとりと潤いのある都市空間の創出を図り、人を惹きつける活力のあるまちづくりを推進する。	都市環境整備課
	誰にでもやさしい安心した暮らしの確保	誰にでもやさしい安心した暮らしの確保の一環として、低額所得者の良好な住環境を確保するため、「県営住宅再編5箇年計画」に基づき、県営住宅の再編整備及び既存住宅の長寿命化工事等を行う。	住宅課
	移住定住に向けた空き家の有効活用促進	空き家に関する対策については、市町や関係団体等の取組を、県が広域的な視点から支援することとしており、広島県空き家対策推進協議会等の会議を通じて、県内市町の先進事例等の情報を共有するとともに、専門家派遣により、市町や地域が抱える課題の解決を図る。 また、移住者受入れの基盤となる空き家バンクの充実等を支援することで、市町が取り組む空き家対策の推進を図るとともに、空き家バンクの効果的な情報発信により、移住希望者とのマッチングを促進する。	住宅課
	ブランド向上に資する魅力ある建築物の創造	本県のブランドイメージの向上を図るため、魅力ある公共建築物の創造・発信やクリエイティブな人材の育成などを積極的に推進する。	営繕課
取組方針⑥ 環境保全と循環型社会の構築			
	カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた取組の推進【新規】	国際物流の結節点かつ産業拠点となる港湾において、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入や貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という。）形成に向けた取組を推進することとし、官民連携により港湾やその周辺の地域の脱炭素化を目指す。	港湾漁港整備課
	汚水処理対策の推進	汚水処理対策は、快適な生活環境を創造するとともに、水質改善と健全な水環境の維持・回復を図るものであり、各種汚水処理施設（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等）の整備を効率的かつ計画的に進めるため、「広島県汚水適正処理構想」に基づき、各市町と連携を図りながら汚水処理施設の整備を推進する。	港湾漁港整備課 都市環境整備課

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
社会資本の適切な維持管理の推進			
	効果的・効率的な維持管理の推進	<p>社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、建設後50年以上を経過する施設が20年後には橋梁で約8割、砂防堰堤で約9割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の更なる強化が必要となっている。</p> <p>「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、防災・減災や県土の強靱化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策を実施する。また、「建設分野の革新技術活用推進事業」により、これまでの施設の長寿命化に加え、インフラの整備・維持管理の効率化・高度化に資する革新技術の活用を推進する。</p>	技術企画課 道路整備課 河川課 砂防課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
	計画的な県土保全対策の推進	<p>中山間地域をはじめとした各地域の特色に合わせて県民の安全・安心を確保していくために、県土の基盤である社会資本を適切に維持管理していくなどの県土保全対策に重点的に取り組む。</p>	道路整備課 河川課
デジタルトランスフォーメーション（広島デジフラ構想）の推進			
	デジタル技術を活用したインフラマネジメントの推進【一部新規】	<p>社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用した、より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進し、県民の安全・安心や利便性、建設分野の生産性を向上させる。</p> <p>さらに、県が保有する様々なインフラデータを誰もが利活用できるようにオープンデータ化し、民間企業等との連携を推進することで、防災・物流・交通・観光など幅広い領域において、官民データを組み合わせた新しいサービスや付加価値の創出を目指す。</p>	建設DX担当 道路整備課 河川課 砂防課 港湾漁港整備課 都市計画課
計画的に推進するための取組			
社会資本を支える担い手の確保・育成			
	建設技術者等の確保	<p>県民の安全・安心を守るための防災・減災対策等を推進していくに当たり、県内建設業者において、工事を着実に実施していけるよう、不足している建設技術者等の確保を図る。</p>	建設産業課
多様な主体との連携			
	ひろしまアダプト活動の推進	<p>官民協働で道路や河川等の公共土木施設の環境美化に取り組むため、アダプト活動※認定団体に対し、活動経費の一部を支援する。</p> <p>このことにより、新たな公共サービスの担い手として地域住民等が自発的に参加するアダプト活動を積極的に促進し、県民の公共施設への愛着心の醸成や住民主体の地域づくりの推進を図る。</p>	道路河川管理課



(2) 職員現員表

(令和5年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員 (7/7(1))	再任用 職員 (3/4(勤務))	合計	派遣	職員 総数	
		土木	建築	その他	小計						
本 庁	土木建築総務課・経営企画監	27	4	2	6			33	50	83	
	建設産業課	11		1	1			12		12	
	用地課	9		1	1			10		10	
	技術企画課	5	17		17			22		22	
	建設DX担当		4		1	5		5		5	
	道路河川管理課	19			0		2	21		21	
	道路企画課		8		8			8		8	
	道路整備課		16		16			16		16	
	河川課		18		18	1	1	20		20	
	砂防課	1	15		15			16		16	
	空港振興課	12			0			12		12	
	港湾振興課	24			0		1	25		25	
	港湾漁港整備課		19		19			19		19	
	都市計画課	8	8	5	13		1	22		22	
	都市環境整備課		15	6	21			21		21	
	建築課	4		15	2	17		21		21	
	住宅課	10		20	20	1	1	32		32	
	営繕課			35	24	59	2	1	62		62
	計	130	124	85	27	236	4	7	377	50	427
	地 方 機 関	西部建設事務所	58	87	12	99	6	9	172		172
呉支所		18	33		33	3	2	56		56	
廿日市支所		13	33		33	3	2	51		51	
安芸太田支所		18	31		31	3		52		52	
東広島支所		22	52		52	5	3	82		82	
東部建設事務所		37	82	9	91	2	4	134		134	
三原支所		31	50		50	6		87		87	
北部建設事務所		12	34	6	40	3		55		55	
庄原支所		13	27		27	3	1	44		44	
広島港湾振興事務所		22	22		22	2	2	48		48	
計	244	451	27	478	36	23	781	0	781		
合 計	374	575	112	714	40	30	1,158	50	1,208		

派遣の内訳	
広島市	1
呉市	1
竹原市	1
三原市	1
福山市	1
三次市	1
大竹市	1
廿日市市	2
江田島市	1
熊野町	1
坂町	1
熊本県球磨村	1
計	13
土地開発公社	3
道路公社	5
広島高速道路公社	22
住宅供給公社	1
日本下水道事業団	1
瀬港湾管理センター	2
広島県土木協会	3
計	37
合 計	50

(3) 地方機関等の位置等

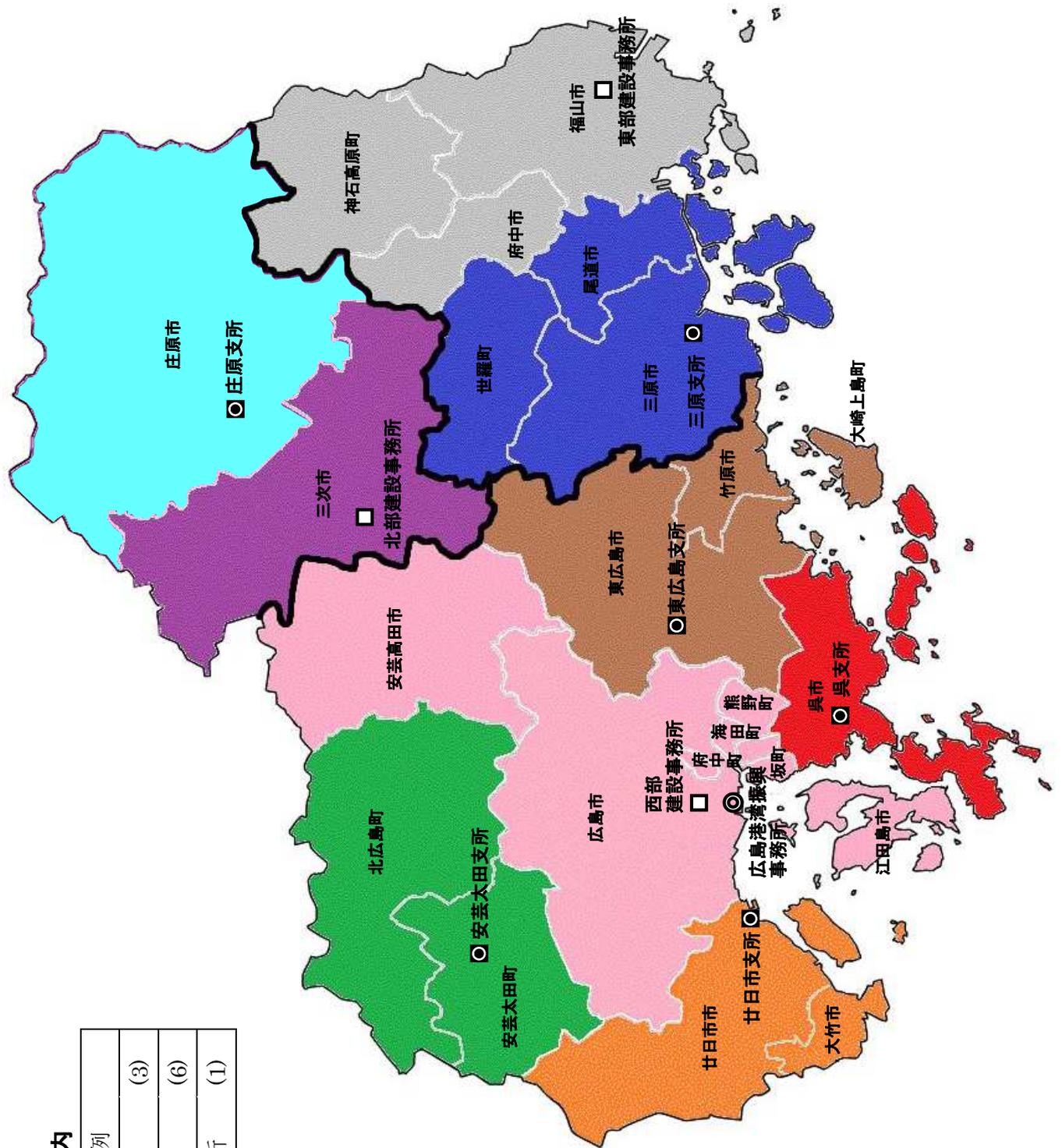
(行政機関)

名 称	位 置 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡 〔建設業・宅建業に関する事務については、大竹市、廿日市市及び山県郡を含む〕	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市、廿日市市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市、竹原市、豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市、府中市、神石郡 〔建設業・宅建業に関する事務については、三原市、尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市、尾道市、世羅郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する事務については、庄原市を含む〕	三次市、庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港、小用港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港及び広島市似島海岸（地先海面を含む）	

(4) 管内要図

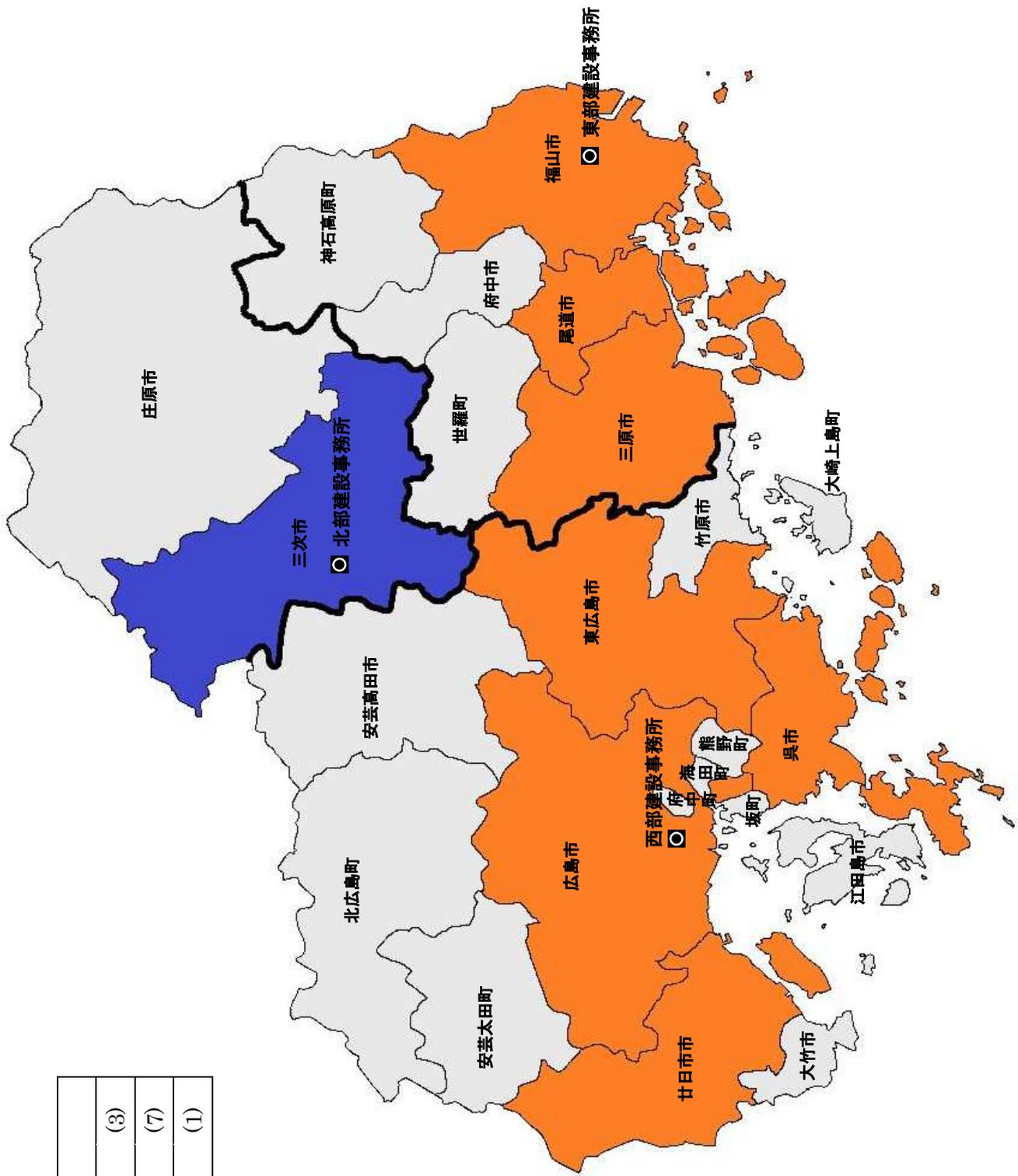
ア 土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)



イ 建築行政管内

凡	例
●	建設事務所 (3)
■	特定行政庁 (7)
■	限定特定行政庁 (1)



(5) 土木建築局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> 土木部（6課） 監理課、道路課、河川課、港湾課、砂防課、計画課 建築部（3課） 建築課、住宅課、営繕課 	<ul style="list-style-type: none"> 広島、呉、廿日市、福山、三原、加計、吉田、三次、庄原、西条、上下、竹原の各土木出張所 広島港事務所、福山港修築事務所、広島復興事務所、能美江田島土木工事事務所、黒瀬川改修事務所、沼田川改修事務所、呉砂防工事事務所、厳島公園事務所、史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 〔8課 監理課、道路課、河川課、港湾課、砂防課、計画課、建築課、営繕課〕	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所(広島、呉、三原、福山、三次)、 土木事務所(廿日市、大柿、加計、吉田、西条、竹原、上下、庄原)に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置→ 49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4 課 都市計画課、都市整備課、 建築課、住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6 課 都市計画課、都市整備課、 下水道課、建築課、住宅課、営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
平成 2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1 課 1 室 新空港地域整備室、港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課、都市整備課及 び下水道課を再編整備し、都市政策課、都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及び通勤ター飛行場整備室を設置	
5.10.29	通勤ター飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課内室として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3.31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3.31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及びび室を設置 7 総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木(建築)事務所を廃止し、地域事務所建設局(支局)を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3.31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3.31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により、都市局、空港港湾局を都市部、空港港湾部に改組、総室・室の統合とともに、「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部、都市部、空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局、土木整備局、都市事業局、空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室、建設産業室、用地室、技術企画室、技術指導室、道路河川総務室、道路企画室、道路整備室、道路保全室、道路河川管理室、河川企画整備室、ダム室、砂防室、都市総務室、都市企画室、都市整備室、下水道室、建築指導室、住宅室、空港振興室、港湾管理室、港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により、「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行、3部4局22室を2局3部17課に改組し、6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局、都市局</p> <p>3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、土木整備管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾管理課、港湾企画整備課、都市事業管理課、都市企画課、都市整備課、建築課、住宅課</p> <p>6室 技術指導室、道路河川管理室、ダム室、港湾振興室、下水道室、住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により、地域事務所建設局（支局）を廃止し、建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局 3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
24. 4. 1	<p>組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
24. 11. 15		<p>広島西飛行場事務所を廃止し 広島ヘリポート管理事務所を設置</p>
25. 4. 1	<p>漁港に関する事務を農林水産局から移管し、港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成27. 3. 31		広島ヘリポート管理事務所を廃止
27. 4. 1	<p>局名を土木局から土木建築局に、土木総務課を土木建築総務課に改称</p> <p>土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂法指定推進担当を設置</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
31. 4. 1	<p>都市計画課及び下水道公園課を再編整備し、都市計画課及び都市環境整備課に改組し、下水道公園課を廃止</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
令和2. 4. 1	<p>土砂災害警戒区域等の指定完了に伴い、土砂法指定推進担当を廃止</p> <p>1 局 土木建築局 17課 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
3. 4. 1	<p>「広島デジフラ構想」に基づき、建設分野においてデジタル技術を最大限活用した幅広い取組を推進していくため、建設 DX 担当を設置</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

4 令和5年度当初予算

(1) 土木建築局関係

ア 歳出予算総括表 [一般会計]

※令和4年度2月補正及び12月補正は国補正対応分を計上（以下同様）

（単位：百万円、%）

区 分	R4年度 当初 予算 A	R3年度 補正 予算 B	合計 C=A+B	R5年度 当初 予算 D	R4年度 12月 補正 予算 E	R4年度 2月 補正 予算 F	合計 G= D+E+F	当初 予算比 H=D/A	当初+ 補正 予算比 I=G/C
公共事業費	109,210	30,255	139,465	101,304	7,608	15,489	124,401	92.8	89.2
補助公共事業費	44,649	26,045	70,695	46,505	7,428	11,340	65,273	104.2	92.3
直轄事業負担金	11,827	4,210	16,037	11,378	180	4,149	15,706	96.2	97.9
単独建設事業費	14,030	0	14,030	13,783	0	0	13,783	98.2	98.2
維持修繕費	16,223	0	16,223	16,696	0	0	16,696	102.9	102.9
災害復旧事業費	22,480	0	22,480	12,943	0	0	12,943	57.6	57.6
その他事業費等	13,569	0	13,569	11,231	0	0	11,231	82.8	82.8
合 計	122,778	30,255	153,033	112,535	7,608	15,489	135,631	91.7	88.6

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注2) R4年度当初予算の補助公共事業費には、R2年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分（3,097百万円）を含む

注3) R5年度当初予算の補助公共事業費には、R3年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分（1,118百万円）を含む

注4) 単独建設事業費には、住宅特別会計への繰出金を計上している（R4年度当初予算964百万円、R5年度当初予算991百万円）

イ 歳出予算総括表 [特別会計]

（単位：百万円、%）

区 分	R4年度 当初 予算 A	R3年度 補正 予算 B	合計 C=A+B	R5年度 当初 予算 D	R4年度 12月 補正 予算 E	R4年度 2月 補正 予算 F	合計 G= D+E+F	当初 予算比 H=D/A	当初+ 補正 予算比 I=G/C
港湾特別整備事業費	16,046	0	16,046	25,538	0	0	25,538	159.2	159.2
県営住宅事業費	6,153	64	6,217	5,063	0	0	5,063	82.3	81.4
合 計	22,198	64	22,262	30,601	0	0	30,601	137.9	137.5

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

ウ 事業別内訳表 [一般会計]

(単位：千円、%)

区 分	R 4 年度 当初予算	R 5 年度 当初予算						比率
	A	B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独建設 事業費	維持修繕費	その他 事業費等	B/A
道路事業費	44,313,294	44,857,922	20,693,800	5,675,000	6,541,693	9,989,381	1,958,048	101.2
河川事業費	15,229,775	12,902,488	4,316,085	1,340,000	2,030,000	3,852,910	1,363,493	84.7
砂防事業費	11,836,608	13,345,918	8,806,037	2,385,665	1,237,300	849,000	67,916	112.8
海岸事業費	1,335,200	1,734,500	1,352,500	282,000	0	100,000	0	129.9
港湾事業費	9,978,232	9,981,212	4,881,000	1,396,000	1,977,700	1,196,582	529,930	100.0
漁港事業費	1,333,223	1,496,680	1,181,340	0	208,434	94,164	12,742	112.3
空港事業費	650,377	805,166	0	299,000	73,120	10,180	422,866	123.8
街路等事業費	5,672,616	5,605,580	4,921,328	0	681,252	0	3,000	98.8
公園事業費	476,114	466,914	353,314	0	42,000	71,600	0	98.1
住宅事業費	996,904	1,024,597	0	0	991,023	0	33,574	102.8
災害復旧事業費	22,479,670	12,943,000	12,843,000	0	100,000	0	0	57.6
その他事業費	8,476,392	7,370,840	0	0	0	531,800	6,839,040	87.0
合 計	122,778,405	112,534,817	59,348,404	11,377,665	13,882,522	16,695,617	11,230,609	91.7

工 財源内訳表 [一般会計・特別会計]

(7) 一般会計

(単位:千円)

区分	令和4年度		令和5年度	比較		(C) の 財 源 内 訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債	一般財源
補助公共事業	44,649,460	64,331,939	46,505,404	104.16%	72.29%	2,305,938	0	22,521,711	0	0	0	21,378,700	299,055
災害復旧事業	22,379,670	15,446,086	12,843,000	57.39%	83.15%	0	0	8,323,925	0	0	0	4,473,000	46,075
	100,000	37,100	100,000	100.00%	289.54%	0	0	0	0	0	0	100,000	0
計	22,479,670	15,483,186	12,943,000	57.58%	83.59%	0	0	8,323,925	0	0	0	4,573,000	46,075
国直轄事業負担金	11,827,183	14,543,261	11,377,665	96.20%	78.23%	757,800	0	0	0	0	0	10,619,600	265
単独建設事業	14,030,219	13,942,680	13,782,522	98.23%	98.85%	1,153,024	0	0	0	0	0	9,934,000	2,695,498
維持修繕事業	16,222,987	22,026,487	16,695,617	102.91%	75.80%	73,030	4,125	102,000	0	0	0	7,051,400	9,424,427
その他事業	13,568,886	12,107,661	11,230,609	82.77%	92.76%	142,031	360,639	374,398	6,870	35,585	2,261,461	950,600	7,099,025
一般財源歳入	—	—	—	—	—	290,836	1,238,042	0	40,502	0	8,000	0	△ 1,577,380
合 計	122,778,405	142,435,214	112,534,817	91.66%	79.01%	4,722,659	1,602,806	31,322,034	47,372	35,585	2,310,096	54,507,300	17,986,965

(1) 特別会計

(単位:千円)

区分	令和4年度		令和5年度	比較		(C) の 財 源 内 訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
港湾特別整備事業費	16,045,574	16,026,779	25,537,518	159.16%	159.34%	460,138	2,326,630	0	11,736,645	0	1	101,504	10,912,600
県営住宅事業費	6,152,813	7,047,483	5,062,982	82.29%	71.84%	0	2,846,220	579,546	19,598	996,717	23,451	26,950	570,500
合 計	22,198,387	23,074,262	30,600,500	137.85%	132.62%	460,138	5,172,850	579,546	11,756,243	996,717	23,452	128,454	11,483,100

才 予算の推移 [一般会計]

(7) 総括表

(単位:千円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		〔参考〕				
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	令和4年度 12月補正 (国補正対応)	令和4年度 2月補正 (国補正対応)	令和5年度合計 (当初+12月補正 +2月補正 (国補正対応))		
	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 当初比	前年度 当初比		
補助公共事業	62,965,781	84,221,004	41,241,938	67,719,698	44,649,460	64,331,939	46,505,404	95.0%	108.3%	7,427,900	11,340,033	65,273,337	146.2%
国直轄事業負担金	14,710,151	15,312,024	13,754,167	15,231,730	11,827,183	14,543,261	11,377,665	95.5%	86.0%	180,000	4,148,665	15,706,330	132.8%
単独建設事業	12,823,498	12,641,104	13,550,497	15,680,589	14,030,219	13,942,680	13,782,522	88.9%	103.5%	0	0	13,782,522	98.2%
維持修繕費	16,897,984	18,778,674	14,505,830	22,871,330	16,222,987	22,026,487	16,695,617	96.3%	111.8%	0	0	16,695,617	102.9%
その他事業	12,837,739	12,534,795	12,992,168	10,969,363	13,568,886	12,107,661	11,230,609	110.4%	104.4%	0	0	11,230,609	82.8%
災害復旧費	25,885,684	26,331,732	8,641,670	20,051,045	22,479,670	15,483,186	12,943,000	77.2%	260.1%	0	0	12,943,000	57.6%
合 計	146,120,837	169,819,333	104,686,270	152,523,755	122,778,405	142,435,214	112,534,817	93.4%	117.3%	7,607,900	15,488,698	135,631,415	129.6%

(4) 補助公共事業

(単位:千円)

道 路	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		〔参考〕				
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	令和4年度 12月補正 (国補正対応)	令和4年度 2月補正 (国補正対応)	令和5年度合計 (当初+12月補正 +2月補正 (国補正対応))		
	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 最終比	前年度 当初比	前年度 当初比	前年度 当初比		
道 路	20,883,500	30,669,027	17,348,847	22,187,895	18,339,589	25,181,590	20,683,800	112.8%	105.7%	0	4,445,300	25,139,100	144.9%
河 川	10,579,813	12,887,600	6,932,831	12,280,576	6,821,602	9,692,498	4,316,085	63.3%	98.4%	1,337,900	1,904,100	7,558,085	109.0%
砂 防	20,347,987	24,498,075	7,071,196	21,246,280	7,982,075	16,269,968	8,806,037	110.3%	112.9%	6,090,000	2,993,010	17,889,047	253.0%
海 岸	1,352,000	1,398,384	994,000	1,808,200	893,200	1,361,100	1,352,500	151.4%	89.9%	0	251,500	1,604,000	161.4%
港 湾	5,014,500	7,077,500	4,303,000	4,927,200	4,289,000	4,453,500	4,881,000	113.8%	99.7%	0	625,000	5,506,000	128.0%
漁 港	1,241,174	1,796,696	1,242,195	1,381,553	1,145,877	1,481,720	1,181,340	103.1%	92.2%	0	302,850	1,484,190	119.5%
空 港	58,001	58,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
街路・都市計画	3,206,892	5,352,449	3,025,955	3,235,716	4,973,603	5,586,549	4,921,328	98.9%	164.4%	0	755,273	5,676,601	187.6%
公 園	281,914	483,272	323,914	652,278	204,514	305,014	353,314	172.8%	63.1%	0	63,000	416,314	128.5%
計	62,965,781	84,221,004	41,241,938	67,719,698	44,649,460	64,331,939	46,505,404	104.2%	108.3%	7,427,900	11,340,033	65,273,337	146.2%

(ウ) 国直轄事業負担金

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度				令和4年度				令和5年度					
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	令和4年度 12月補正 (国補正対応)	令和4年度 2月補正 (国補正対応)	令和5年度合計 (当初+12月補正 +2月補正)	令和4年度 当年初比
道	7,269,667	7,053,265	7,194,000	99.0%	7,762,981	110.1%	6,480,000	90.1%	7,448,334	95.9%	5,675,000	87.6%	0	1,701,334	7,376,334	113.8%
河	2,586,800	3,010,715	1,800,000	69.6%	1,646,938	54.7%	1,800,000	100.0%	1,734,331	105.3%	1,340,000	74.4%	0	751,331	2,091,331	116.2%
砂	2,770,000	2,510,667	2,715,000	98.0%	2,803,710	111.7%	1,689,333	62.2%	2,365,000	84.4%	2,385,665	141.2%	180,000	348,000	2,913,665	172.5%
海	322,000	475,484	342,000	106.2%	378,000	79.5%	342,000	100.0%	419,889	111.1%	282,000	82.5%	0	133,000	415,000	121.3%
港	1,198,700	1,854,322	1,177,500	98.2%	2,238,650	120.7%	1,228,350	104.3%	2,355,752	105.2%	1,396,000	113.6%	0	1,215,000	2,611,000	212.6%
空	562,984	407,571	525,667	93.4%	401,451	98.5%	287,500	54.7%	219,955	54.8%	299,000	104.0%	0	0	299,000	104.0%
計	14,710,151	15,312,024	13,754,167	93.5%	15,231,730	99.5%	11,827,183	86.0%	14,543,261	95.5%	11,377,665	96.2%	180,000	4,148,665	15,706,330	132.8%

(エ) 単独建設事業

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度				令和4年度				令和5年度					
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	令和4年度 12月補正 (国補正対応)	令和4年度 2月補正 (国補正対応)	令和5年度合計 (当初+12月補正 +2月補正)	令和4年度 当年初比
道	6,930,350	6,890,350	6,447,460	93.0%	6,645,460	96.4%	6,402,615	99.3%	6,402,615	96.3%	6,541,693	102.2%	—	—	6,541,693	102.2%
河	2,077,600	2,023,600	2,150,000	103.5%	3,544,000	175.1%	2,150,000	100.0%	2,150,000	60.7%	2,030,000	94.4%	—	—	2,030,000	94.4%
砂防・急傾斜	1,394,600	1,465,768	1,330,600	95.4%	1,939,900	132.3%	1,246,200	93.7%	1,246,200	64.2%	1,237,300	99.3%	—	—	1,237,300	99.3%
港	1,341,800	1,341,800	1,324,600	98.7%	1,324,600	98.7%	2,280,817	172.2%	2,280,817	172.2%	1,977,700	86.7%	—	—	1,977,700	86.7%
漁	163,745	163,745	163,746	100.0%	163,746	100.0%	80,440	49.1%	80,440	49.1%	208,434	259.1%	—	—	208,434	259.1%
空	60,908	60,908	10,275	16.9%	10,275	16.9%	10,275	100.0%	10,275	100.0%	73,120	711.6%	—	—	73,120	711.6%
街路・都市計画	803,095	643,533	748,983	93.3%	677,775	105.3%	696,015	92.9%	608,476	89.8%	681,252	97.9%	—	—	681,252	97.9%
公園	51,400	51,400	367,500	715.0%	367,500	715.0%	200,000	54.4%	200,000	54.4%	42,000	21.0%	—	—	42,000	21.0%
住宅	—	—	1,007,333	皆増	1,007,333	皆増	963,857	95.7%	963,857	95.7%	991,023	102.8%	—	—	991,023	102.8%
計	12,823,498	12,641,104	13,550,497	105.7%	15,680,589	124.0%	14,030,219	103.5%	13,942,680	88.9%	13,782,522	98.2%	—	—	13,782,522	98.2%

※住宅は、住宅特別会計への繰出金を計上。

(才) 維持修繕費

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		〔参考〕								
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	令和5年度合計 (当初+12月補正 +2月補正 (国補正対応))	令和4年度 2月補正 (国補正対応)	令和4年度 12月補正 (国補正対応)	令和4年度 合計 (国補正対応)	
																	令和5年度 2月補正 (国補正対応)
道	9,583,594	9,868,694	8,513,594	88.8%	9,138,394	92.6%	9,880,781	116.1%	12,608,681	138.0%	9,989,381	101.1%	9,989,381	—	—	9,989,381	101.1%
河	4,736,960	5,796,660	3,188,930	67.3%	9,169,930	158.2%	3,536,620	110.9%	4,379,520	47.8%	3,852,910	108.9%	3,852,910	—	—	3,852,910	108.9%
砂防・急傾斜 ・地すべり	819,000	940,190	829,000	101.2%	2,167,100	230.5%	829,000	100.0%	942,000	43.5%	849,000	102.4%	849,000	—	—	849,000	102.4%
海	100,000	100,000	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	—	—	100,000	100.0%
港	961,161	1,282,261	1,166,562	121.4%	1,585,162	122.7%	1,168,842	100.2%	3,002,242	189.4%	1,196,582	102.4%	1,196,582	—	—	1,196,582	102.4%
漁	84,164	167,764	94,164	111.9%	94,164	56.1%	94,164	100.0%	94,164	100.0%	94,164	100.0%	94,164	—	—	94,164	100.0%
空	71,125	10,180	10,180	14.3%	10,180	100.0%	10,180	100.0%	296,480	2912.4%	10,180	100.0%	10,180	—	—	10,180	100.0%
公	10,180	71,125	71,600	703.3%	74,600	104.9%	71,600	100.0%	71,600	96.0%	71,600	100.0%	71,600	—	—	71,600	100.0%
総	531,800	531,800	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	—	—	531,800	100.0%
計	16,897,984	18,778,674	14,505,830	85.8%	22,871,330	121.8%	16,222,987	111.8%	22,026,487	96.3%	16,695,617	102.9%	16,695,617	—	—	16,695,617	102.9%

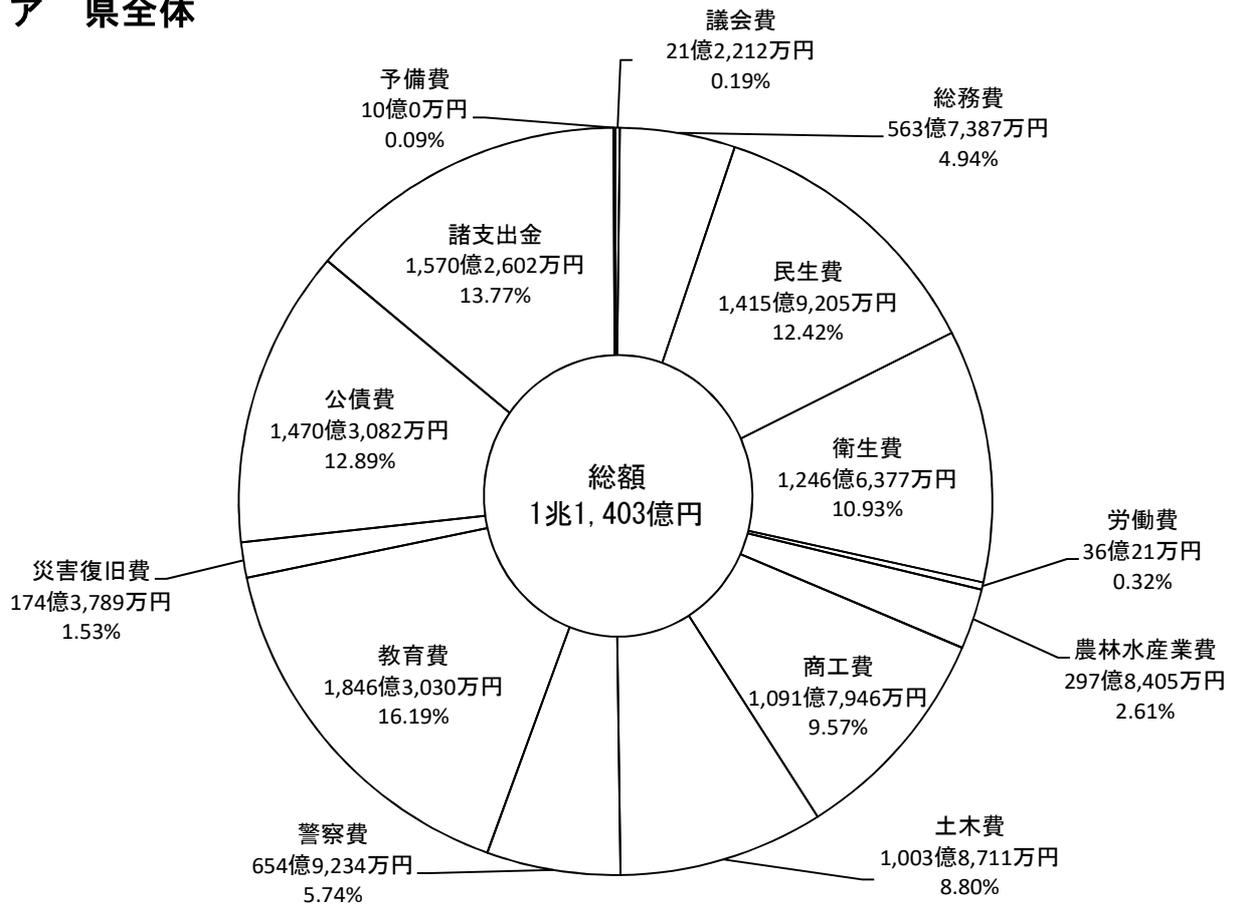
(カ) 災害復旧費

(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		〔参考〕								
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当年初比	令和5年度合計 (当初+12月補正 +2月補正 (国補正対応))	令和4年度 2月補正 (国補正対応)	令和4年度 12月補正 (国補正対応)	令和4年度 合計 (国補正対応)	
																	令和5年度 2月補正 (国補正対応)
公共事業等	25,785,684	26,321,732	8,541,670	33.1%	19,182,645	72.9%	22,379,670	262.0%	15,446,086	80.5%	12,843,000	57.4%	12,843,000	—	—	12,843,000	57.4%
単独事業	100,000	10,000	100,000	100.0%	888,400	8884.0%	100,000	100.0%	37,100	4.3%	100,000	100.0%	100,000	—	—	100,000	100.0%
計	25,885,684	26,331,732	8,641,670	33.4%	20,051,045	76.1%	22,479,670	260.1%	15,483,186	77.2%	12,943,000	57.6%	12,943,000	—	—	12,943,000	57.6%

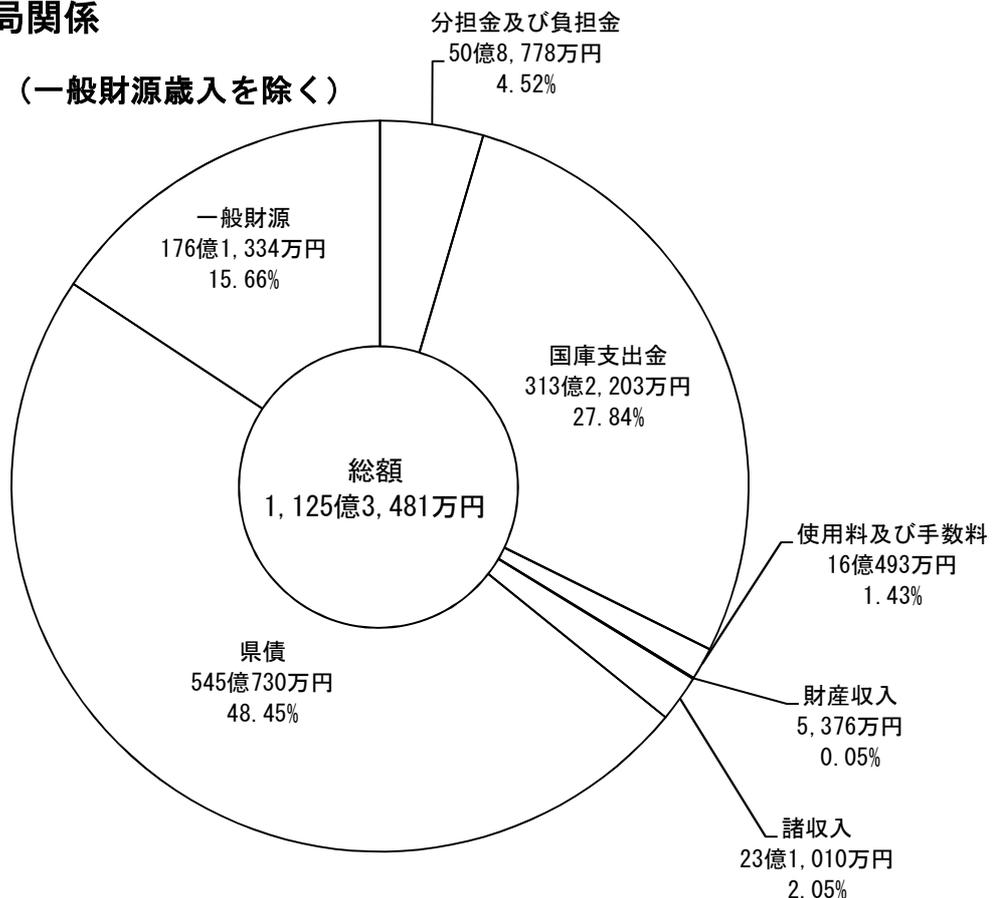
(2) 図表 [一般会計]

ア 県全体

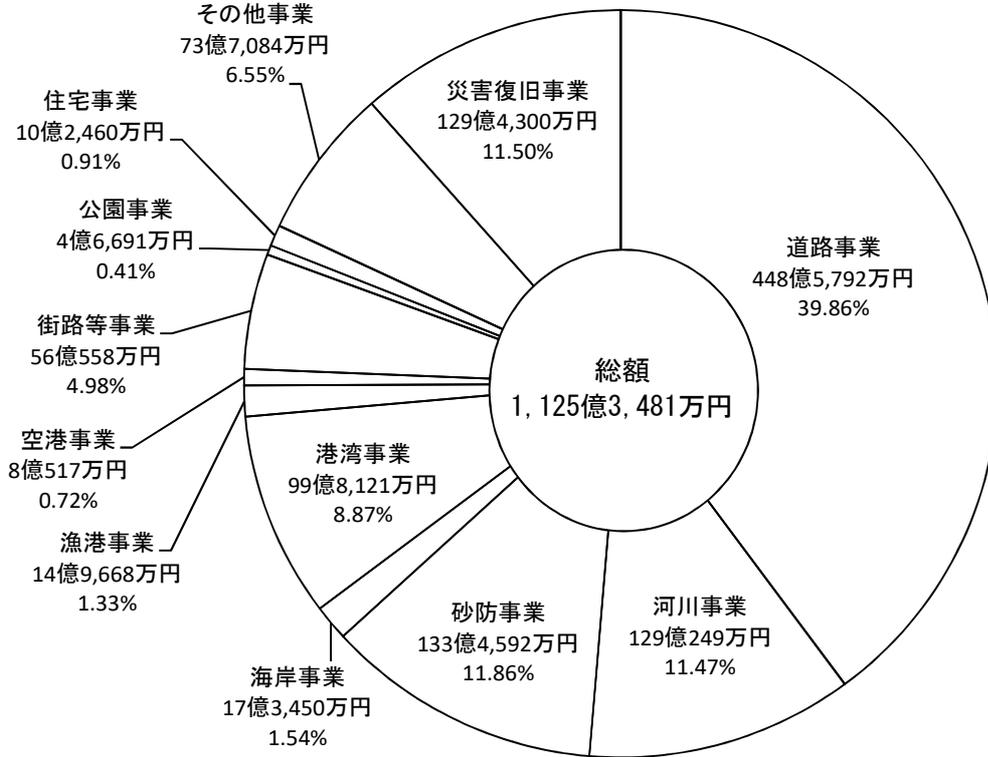


イ 土木建築局関係

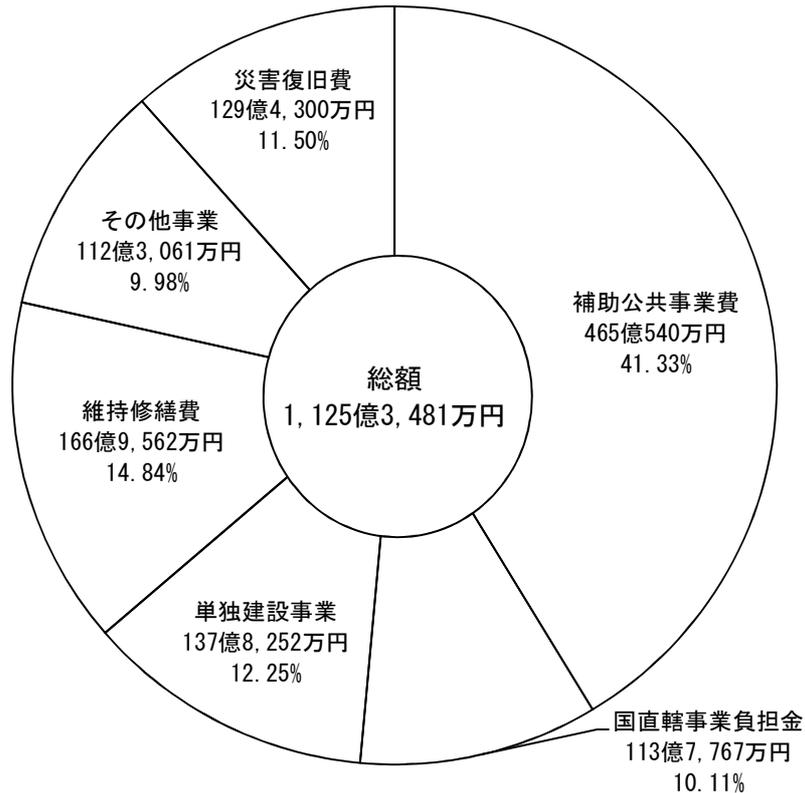
(7) 財源内訳 (一般財源歳入を除く)



(イ) 事業区分別内訳



(ウ) 経費区分別内訳



令和5年度 建設事業執行方針

令和5年4月
土木建築局

(目的)

第1 この方針は、令和5年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

- 第2
- 1 「社会資本未来プラン」(令和3年3月策定)については、「安心・安全で、本県の強みを生かした、魅力ある持続可能な県土づくり」に向けた各施策に対応する事業を着実に推進するとともに、特に防災・減災対策については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、事業を加速し、県土の強靱化を推進する。
また、近年、頻発化、激甚化する自然災害を踏まえ、災害復旧事業や改良復旧事業などの再度災害防止対策に、引き続き、全力で取り組む。
 - 2 令和5年度当初予算事業等については、災害復旧事業や災害関連事業の着実な実施に努めるとともに、災害に関連する事業以外については個々の事業の優先度や進捗状況等も踏まえ、計画的な執行に努めるものとする。特に、令和4年度予算等の繰越事業については、事業効果の早期発現に向け、早期執行に努める。なお、事故繰越は、年度内に避けがたい事象が生じた場合の例外的な取扱いであることに留意し、事故繰越が生じないよう着実な執行を図る。
 - 3 高度経済成長期に整備したインフラの修繕など、「社会資本の適切な維持管理」に資する取組についても重点を置き、既存インフラが持つ機能を適切に維持し、期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう、より効果的・効率的な維持管理を推進する。
 - 4 建設分野の調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携した、より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進する。
 - 5 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施する。
 - 6 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進する。
 - 7 「第5次広島県環境基本計画」(令和3年3月)に基づき、ネット・ゼロカーボンに資する取組を推進する。
 - 8 建設事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業実施に当たっての関係法令を遵守し、必要となる手続きを確実に行う。

(事業の執行)

- 第3
- 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業や、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、各種事務手続きの簡素化、迅速化を図りながら、適正な執行に努める。また、適正な工期を確保するとともに、施工時期の平準化に努める。
 - 2 「工事着手日選択型契約方式」などの活用により、建設事業者が計画的に受注できる環境を整備し、建設産業における担い手確保や働き方改革を進める。
 - 3 発注に当たっては、最新の単価を用いて積算を行うとともに、現場条件を踏まえた適切な施工条件を明示する。

4 契約後、設計図書（仕様書、設計書及び図面）に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合や、契約後、賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合は、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の変更及び工期の変更を行う。

また、設計変更に当たっては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案）」に基づき適切に行う。

（執行計画の策定）

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずる。

① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行う。

② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努める。

計画の策定に当たっては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応じて、用地取得工程管理審議会を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議する。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議する。

（適正工期の設定）

第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努める。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努める。発注に当たっては、安易な工事の分割は、厳に慎み、やむを得ず分割する場合は、その必要性について、事業主管課と協議を行ったうえで決定する。

（工事の執行）

第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努める。

2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分に行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮する。

（工事監督・検査体制の確保）

第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保する。

また、受発注者の業務効率化のため、監督・検査に当たっては、受発注者双方で積極的な遠隔臨場の活用に努めるとともに、ウェブ会議システム等を利用した協議や検査を推進する。

（建設副産物対策）

第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図る。

2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行う。

- 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図る。

（建設資材）

- 第9
- 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。
 - 2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
 - 3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定する。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努める。
 - 4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入する。

（測量等事前調査）

- 第10 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了する。

（用地取得事務）

- 第11 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月7日制定）の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努め、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行う。
- ① 用地取得は、原則として工事实施の前年度までに行う。
 - ② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努める。
 - ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努める。
 - ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用する。
 - ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図る。

（工事等の進行管理）

- 第12 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」（昭和53年4月1日制定）に基づき、特に次のことに留意のうえ、適切に行う。
- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題、法令手続きの有無及び手続状況等を的確に把握するとともに、必要に応じて執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図る。
 - ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方策を早期に決定し、事業の円滑な執行を図る。
 - ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を行う。

（電子調達への推進）

- 第13
- 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、公共事業の調達の完全電子化を進める。
 - 2 契約手続きのオンライン化に向け、電子契約システム導入の検討を進める。
 - 3 事務管理総合システム、電子入札等システム、情報共有システム及び保管管理システム等

の機能改善及び適正な維持管理に努める。

(建設工事に係る入札・契約制度)

- 第14 1 入札契約の公正性・公平性を確保するため、法令順守の徹底や入札契約制度の見直しを通じて不正排除の徹底に取り組む。
- 2 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
- 3 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札により行う。ただし、請負対象設計額3億円未満の災害に関連する工事については、指名競争入札によることができる。
- 4 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行う。
- 5 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮する。
- ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名する。
- ② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とする。なお、やむを得ず県外業者を下請負人等とする場合の理由書については、災害に関連する工事に加えて、その他の工事についても国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の円滑な執行を図るため、提出は求めない。
- 6 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 7 災害実績条件付一般競争入札は、災害に関連する工事を元請又は下請として施工した建設業者を評価することを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 8 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価落札方式による入札を推進する。
- 9 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」(平成15年6月1日施行)による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
- 10 予定価格の事後公表の拡大や、大規模工事(請負対象設計金額5億円以上)における入札ポンド制度や特定建設工事共同企業体制度の適用等により、適正な競争の促進を図る。
- 11 災害に関連する工事を円滑に進めるため、不調・不落対策など、これまでに様々な対策を講じており、これらを適切に適用するとともに、次のことに特に留意する。
- ① 発注に当たっては、近接する複数工事の一括発注による発注件数の抑制に努める。また、この場合には、「施工箇所が点在する工事の積算」により、適切に積算を行う。
- ② 請負金額4,000万円以上の工事の主任技術者の兼務について、災害復旧工事を含む場合は、密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内まで兼務を可能とする。
- ③ 遠隔地からの労働者や資材調達に係る経費について、適切に設計変更を行う。
- 12 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を円滑に進めるため、災害に関連する工事以外についても、受注環境の整備、不調・不落対策などの措置を講じており、次のことを適切に運用する。
- ① 請負対象設計金額4,000万円以上8,000万円未満の工事の主任技術者の兼務について、災害復旧工事を含まない場合は、同一市町内で密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度の公共工事に限り3件以内まで兼務を可能とする。
- ② 入札不調の抑制を図るため、同時期に発注しなければならない真に必要な工事については、一抜け方式による入札を実施する。

(測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等)

- 第15 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事

務処理要綱」(平成11年4月1日制定)に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定する。

(受注者の指導)

第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次のことに重点的に取り組む。

- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行う。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行う。
- ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認や下請・資材業者への代金の適正な支払状況の確認を徹底する。
- ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所(いわゆる「名ばかり営業所」)の排除を徹底する。
- ④ 低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任(監理)技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

(社会資本の適切な維持管理の推進)

第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や、予防保全型の修繕等による修繕費の平準化を図るとともに、デジタル技術等を活用した維持管理の効率化・高度化の取組を推進する。

(デジタルトランスフォーメーションの推進)

第18 「広島デジフラ構想」に基づき、建設分野の生産性向上に向けたBIM/CIMの活用やICT建設機械等による施工の拡大、インフラマネジメント基盤(Dobox)の防災分野や研究分野等におけるデータ利活用の推進、職員及び建設事業者双方のデジタルリテラシーの向上に向けた取組など、デジタル技術を活用した取組を推進する。

(建設分野の革新技术の活用)

第19 「広島県建設分野の革新技术活用制度」に基づき、公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階において、施設の長寿命化や施設整備等の効率化、カーボンニュートラルの推進など、高度化に資する革新技术の募集・登録を行うとともに、登録した革新技术の活用を推進する。

(社会保険等未加入対策)

- 第20
- 1 建設業者の社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。
 - 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報する。
 - 3 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人としたことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。

ただし、一次下請業者については、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会

保険等への加入を義務付ける。

(暴力団等排除及び不正行為対策)

- 第21 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させる。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報する。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」(平成6年8月31日制定)及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」(平成15年4月1日制定)によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報する。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」(平成25年2月8日制定)によりの確に対応する。

(環境保全と循環型社会の構築)

- 第22 豊かで美しい自然環境を保全するとともに、地球温暖化への影響を低減させるため、自然環境・生態系に配慮したインフラ整備や資源の有効利用など、環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進する。また、公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」(平成23年4月1日改定)に基づき、公共工事の計画段階から工事・維持管理段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

- 第23 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」(平成5年4月1日施行)等に基づき、法令手続きの有無及び手続状況を把握し、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理する。

6 豪雨災害からの復旧・復興

(1) 平成30年7月豪雨

戦後最大級の被害となった豪雨災害の発生直後から、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、災害復旧事業及び改良復旧事業等の再度災害防止事業に全力で取り組んできた。

その結果、災害復旧事業については、令和4年度末時点で99%が完成し、残る箇所についても次期出水期までに概ね完了する見込みである。

再度災害防止の観点から取り組んできた沼田川水系及びひよき川については、平成30年7月豪雨と同規模の出水に対する施設整備が完了した。引き続き、三篠川において災害復旧助成事業を実施しており、令和5年度中の完了を目指している。

砂防事業については、緊急事業に引き続き再度災害防止事業（激特事業等）を実施しており、令和4年度末までに約5割の再度災害防止にかかる施設整備を完了した。引き続き、令和5年度末の完了を目指し、事業を推進していく。

(2) 令和3年7月・8月豪雨

ア 概要

令和3年7・8月豪雨により発生した多数の公共土木災害の早期復旧に向けて災害復旧工事を進めるとともに、土砂災害が発生した箇所について災害関連緊急砂防事業を実施している。また、被災箇所のうち、特に河川の氾濫により甚大な浸水被害が発生した多治比川や本川等の県内6河川について、再度災害防止の観点から、被災箇所周辺も含め一体的に整備する改良復旧を行うこととし、これらの対策の実施区間や手法等を「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」としてとりまとめた。

イ 令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト

【河川改良復旧による再度災害防止対策の推進】

- ◆ 天井川（三原市沼田東町七宝）については、堤防決壊により、甚大な農地浸水被害等が発生したことから、河川水等の浸透による堤防決壊を防止するため、堤防を強化する改良復旧を令和5年度3月に完了した。
- ◆ 三津大川（東広島市安芸津町三津）については、河川の氾濫により甚大な家屋等浸水被害が発生したことから、河道拡幅や橋梁架替等による改良復旧を行い、令和3年7月豪雨相当の洪水から市街地における浸水被害を防止する。
- ◆ 本川（竹原市本町）については、河川の氾濫及び内水の氾濫により甚大な家屋浸水被害等が発生したことから、河道拡幅及び橋梁架替等の改良復旧、及び竹原市による内水対策を実施し、令和3年7月豪雨を上回る平成30年7月豪雨相当の洪水から床上浸水被害を防止する。併せて、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。
- ◆ 多治比川（安芸高田市吉田町）については、堤防決壊や河川の氾濫により家屋等に甚大な浸水被害が生じたことから、河道拡幅及び橋梁架替等による改良復旧を行い、令和3年8月豪雨相当の洪水から家屋浸水被害を防止する。併せて、破堤区間の堤防強化や、安芸高田市による内水対策、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。

- ◆ 出原川（北広島町南方）については河川の氾濫等により、甚大な農地浸水や護岸崩壊等の被害が生じたことから、築堤及び護岸嵩上げによる改良復旧を行い、湾曲部等からの越水・溢水による浸水被害の軽減を図る。
- ◆ 冠川（北広島町本地）については、河川の氾濫等により甚大な農地浸水や護岸崩壊等の被害が生じたことから、築堤及び護岸嵩上げによる改良復旧を行い、湾曲部等における越水・溢水による浸水被害の軽減を図る。

【ロードマップ】

■令和3年7月豪雨

	河川	箇所	主な被災状況	目標	対策の方向性	ロードマップ(年度)					R5 3未時点	
						R4	R5	R6	R7	R8		R9
7月	二級河川 沼田川水系 天井川	三原市 沼田東町	破堤等による農地浸水被害(16ha)	堤体への河川水の浸透による堤防決壊を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> 一連区間における堤防強化(浸透対策) 	工事	完了					
	二級河川 三津大川水系 三津大川	東広島市 安芸津町	溢水等による浸水被害(浸水家屋244戸) ※シミュレーション結果による護岸崩壊、橋梁被災	令和3年7月豪雨相当の洪水から浸水被害を防止する	<ul style="list-style-type: none"> 一連区間における流下能力の向上 	測量設計 用地補償	工事					
	二級河川 本川水系 本川	竹原市 本町	溢水・内水による浸水被害(浸水家屋256戸)	平成30年7月豪雨相当の洪水から床上浸水被害を防止する	<ul style="list-style-type: none"> 一連区間における流下能力の向上 市による内水対策 	測量設計, 用地補償	工事					

■令和3年8月豪雨

	河川	箇所	主な被災状況	目標	対策の方向性	ロードマップ(年度)					R5 3未時点	
						R4	R5	R6	R7	R8		R9
8月	一級河川 江の川水系 多治比川	安芸高田市 吉田町	破堤・越水等による浸水被害(浸水家屋231戸) 護岸崩壊	令和3年8月豪雨相当の洪水から家屋浸水被害を防止する	<ul style="list-style-type: none"> 一連区間における流下能力の向上 破堤区間における堤防強化(越水・侵食対策) 	測量設計, 用地補償	工事					
	一級河川 江の川水系 出原川	北広島町 南方	水衝部における溢水等による農地浸水被害 護岸崩壊	湾曲部等における越水・溢水による浸水被害を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> 湾曲部等における築堤及び護岸嵩上げ 	測量設計 用地補償	工事					
	一級河川 江の川水系 冠川	北広島町 本地	水衝部における溢水等による農地浸水被害 護岸崩壊	湾曲部や支川合流部等における越水・溢水による浸水被害を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> 湾曲部等における築堤及び護岸嵩上げ 	測量設計 用地補償	工事					

7 社会資本未来プラン及び関連計画等

(1) 策定の趣旨・位置付け

「社会資本未来プラン（以下「プラン」という。）」は、本県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための分野別計画であり、今後の取組の方向性など、社会資本マネジメントの基本方針を定めたものです。また、このプランに基づき事業別整備計画等の関連計画等を策定し、計画的な社会資本整備を推進しています。

(2) 計画期間

プラン：令和3年度～令和12年度〔10年間〕

関連計画：令和3年度～令和7年度〔5年間〕

(3) プランの概要

ア 基本的な取組方針

➤ 最適な資源配分による効果的なハード対策の推進

- ✓ 県民の安全・安心の確保や社会経済活動を維持・発展させていくため、地域の状況や市町のまちづくり計画も勘案しながら優先度を設定し、最適な資源配分による効果的な社会基盤の整備を推進

➤ ハード対策を補完する取組の充実・強化

- ✓ 既存インフラの更なる有効活用やその機能を高めるハード対策に加え、ソフト対策を一層充実・強化させ、ハード・ソフト対策を相互に関連・補完させながら、より効果的・効率的な取組を推進

➤ 効果的・効率的な維持管理の推進

- ✓ 老朽化する既存インフラが更に増大する中、既存インフラが持つ機能を適切に維持し、期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう、国・市町等と連携して、より効果的かつ効率的な維持管理を推進

➤ 進展するデジタル技術の実装によるイノベーション

- ✓ 社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくため、デジタル技術を最大限に活用していくとともに、新たなサービスや付加価値の創出にも、民間企業等と積極的に協働しながら推進

イ 目指す姿

県民が様々な場面（平時から非常時に至るまで）において、「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」等の向上を実感できる社会

安全・安心で、広島県の強みを生かした魅力のある持続可能な県土 ～社会変化に適応したインフラマネジメントの推進～

【施策の柱】

施策Ⅰ

【安全・安心な県土づくり】
～安全・安心を支える
総合的な県土の強朝化～

【取組方針①】
防災・減災対策の充実・強化

- 平成30年7月豪雨災害等からの創造的復興
- 激甚化する豪雨等に対する総合的な治水・土砂災害対策等の推進
- 災害時に機能する道路ネットワークの機能強化
- 切迫する巨大地震に対する津波対策や耐震化の推進

【取組方針②】
安全で快適な交通環境づくりの推進

- 安全で快適な道路空間の形成
- 安全で快適な海上交通対策の推進

施策Ⅱ

【県の強みを生かした県土づくり】
～交流・連携を支える
ネットワークの充実・強化～

【取組方針③】
経済・物流を支える基盤の強化

- 生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実
- 強い経済の基盤となるグローバルゲートウェイ機能の強化

【取組方針④】
集客・交流機能の強化とブランド力向上

- 主要都市間の連携を強化する基盤整備
- 観光振興に資する基盤整備
- 瀬戸内海の魅力を生かしたみなと環境の整備
- 空港機能の充実

施策Ⅲ

【魅力ある持続可能な県土づくり】
～魅力的で持続可能な
社会を支える基盤形成～

【取組方針⑤】
コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

- 安全・安心に暮らせる集約型都市構造の形成
- 人や産業を惹きつける活力のあるまちづくりの推進
- 地域資源を生かした住民主体のまちづくりの推進

- 誰にでもやさしい住環境・生活空間の整備
- 中山間地域・島嶼部など地域を支える交通・産業基盤の確保

【取組方針⑥】
環境保全と循環型社会の構築

- 地域の実情に応じた効率的な汚水処理
- 自然エネルギー・建設副産物などの有効活用
- 河川・海域環境の改善（藻場・干潟）、自然環境の保護・調和
- 環境負荷の少ない交通体系への転換

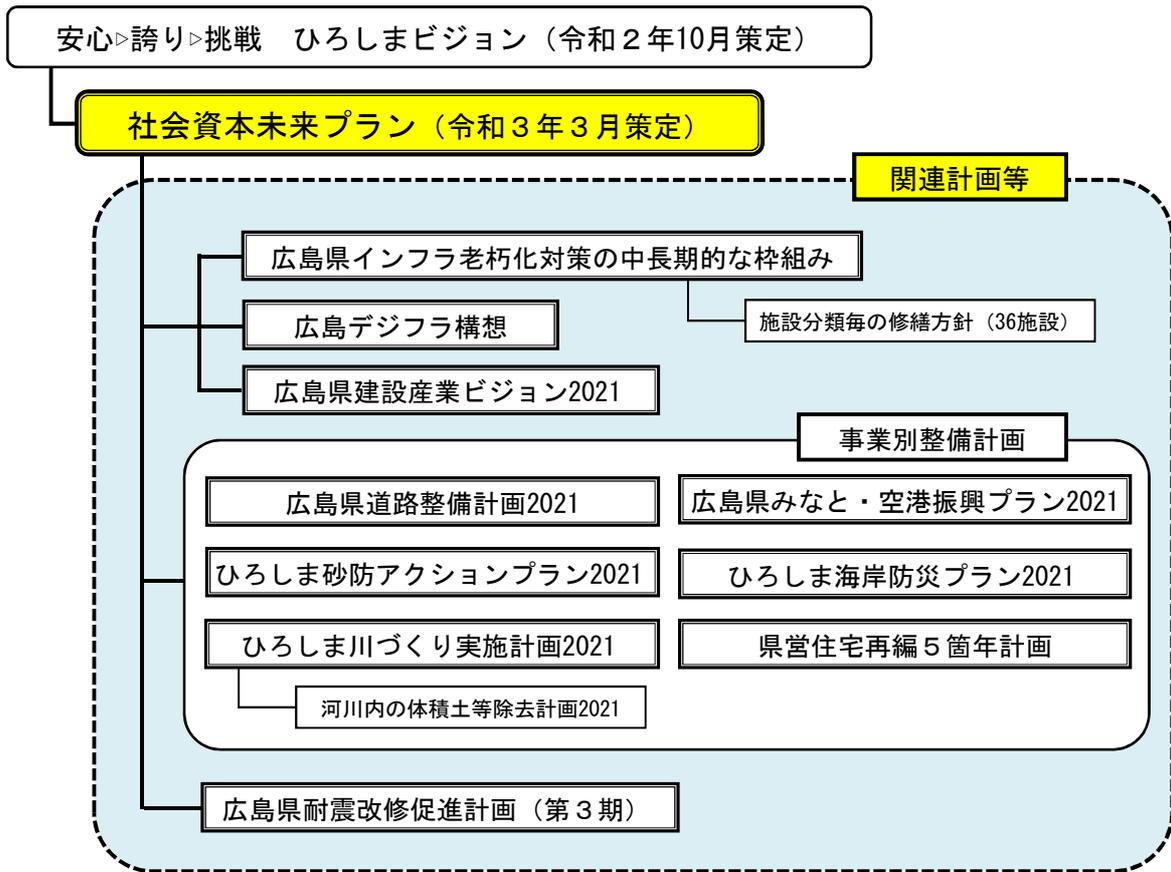
【県土づくりにおける 共通施策】 ～ 社会資本の適切な維持管理の推進 ～

計画的に推進するための取組

- 事業別整備計画の着実な推進
- 多様な主体との連携

- 社会資本を支える担い手の確保・育成
- 施策の点検

(4) プラン及び関連計画等体系図



8 広島デジフラ構想 2023

(1) 策定の趣旨

本県では、県の総合戦略である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」において、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を全ての施策を貫く3つの視点の一つとして掲げるとともに、社会資本分野のマネジメント基本方針である「社会資本未来プラン」においても、効果を高めるための施策として位置付け、先駆的に取り組むこととしている。

「広島デジフラ構想」（以下「本構想」という。）は、建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）していくため、目指す姿や具体的な取組案をとりまとめたものである。

令和5年度からは、住宅、観光、建築部門の取組を追加し、「広島デジフラ構想 2023」として改訂し、DX施策を推進する。

(2) 基本的な考え方

社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくためには、急速に進展するデジタル技術の活用は非常に有効な手段である。

このため、本構想の実現に向けて、次の3つの考えを基本に5つの姿勢で取組を推進する。

【3つの基本的な考え方】

(1) デジタル技術を最大限に活用 (2) データ利活用を推進 (3) 人材育成と官民連携を推進

【5つの取組姿勢】

(1) ユーザーファースト（県民起点）で考える (2) 分野（縦割りの壁）を越える
(3) 様々な関係者を巻き込む (4) 小さく始めて改善を繰り返す (5) 失敗を恐れない

(3) 取組期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(4) 目指す姿

「社会資本未来プラン」に示す県土の将来像の実現に向けて、本構想では次の5つの姿を目指す。

I. 新たなサービス・付加価値の創出

○オープンデータ化が進み、官民データを活用した災害リスク情報など、県民が必要な情報を容易に入手できることで、県民の安全・安心が向上し、新たなサービス・付加価値が創出されている。

II. 県民の安全・安心の向上

○県土全体の3次元デジタル化や将来の自動運転に向けた環境整備などにより、県民の利便性が向上するとともに、物流・交通・観光など幅広い領域においても、新たなサービス・付加価値が創出されている。

III. 県民の利便性向上

○社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、BIM/CIMの活用やICT建設機械による施工、AIを活用した点検技術などにより、建設分野の生産性が向上している。

IV. 建設分野の生産性向上

○これらの実現に向けて、建設分野における関係者が、デジタル技術に関する一定の知識や利用する能力（デジタルリテラシー）を持ちつつ、官民でノウハウなどを共有しながら、持続的な変革を実践している。

V. 持続的な変革

(5) 具体的な取組案

具体的な取組案は、本構想の策定時点で想定する取組の将来像や内容を取りまとめたものである。今後、デジタル技術の進展や取組の進捗状況などにより、他分野への応用や、複数の取組を組み合わせた新たな取組への発展も見込まれる。このため、毎年度フォローアップを実施し、取組内容やロードマップの見直しを行う。

また、取組案に加え、様々な施策アイデアについても、引き続き具体化に向けて検討・調整を進めていく。

目指す姿	取組分類	具体的な取組案（抜粋）
Ⅰ. 新たなサービス・付加価値の創出	①データの一元化・オープン化	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラマネジメント基盤（DoboX）の構築、運用拡大 ・地盤情報のオープンデータ化
	②価値あるデータの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県土全体の3次元デジタル化 ・都市計画基礎調査結果のオープンデータ化
Ⅱ. 県民の安全・安心の向上	③災害リスク情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ごとに異なる災害リスク情報のリアルタイム発信 ・洪水予測などの水害リスク情報の高度化
	④異常気象時の業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・画像情報等の充実・強化 ・ダム放流操作の精度向上を支援するシステムの構築
Ⅲ. 県民の利便性向上	⑤円滑な物流・人流の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータを活用した主要渋滞箇所における交通円滑化対策の実施 ・デジタル技術を活用した港湾物流の高度化・効率化
Ⅳ. 建設分野の生産性向上	⑥効率的な事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造物における CIM の完全実施（i-Construction の推進） ・AIなどを活用した地形改変箇所等の抽出
	⑦維持管理の高度化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業における支援技術の構築 ・IoTやドローン等を活用した獣害防止対策の構築
Ⅴ. 持続的な変革	⑧人材育成と官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ・建設分野におけるデジタルリテラシー向上に係る研修の実施 ・建設分野におけるDX推進のための官民協働体制の構築

9 社会資本の適切な維持管理の推進

(1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、建設後 50 年以上を経過する施設が 20 年後には橋梁で約 8 割、砂防堰堤で約 9 割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の更なる強化が必要となっている。

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、防災・減災や県土の強靱化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策を実施する。また、「建設分野の革新技術活用推進事業」により、これまでの施設の長寿命化に加え、インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術の活用を推進する。

(2) 事業の概要

区 分	事 業 内 容	
主要な公共土木施設の修繕	道路事業	尾道大橋外 橋梁補修 等
	河川事業	手城川外 排水機場修繕 等
	ダム事業	山田川ダム管理施設外 更新工事 等
	砂防事業	大広川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	福山港箕島地区外 岸壁補修 等
	海岸事業	尾道糸崎港三原地区外 護岸修繕 等
	漁港事業	草津漁港外 岸壁補修 等
	公園事業	びんご運動公園外 球技場改修工事 等
建設分野の革新技術活用推進事業	① 建設分野の革新技術に関する情報の発信 ② 建設分野の革新技術の活用推進	

令和5年5月発行

土木建築行政の概要

広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL 082-228-2111 (代表)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>
